

働き方改革!!

令和4年度も
実施します

〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/
TEL:0178-28-2626
E-mail: thr-aomori01@mlit.go.jp
発行者: 国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSはこちら→



青森河川国道
事務所Twitter



青森河川国道
事務所HP



八戸出張所
HP

『週休2日制普及促進DAY』

★ R6.4.1から罰則付きの時間外労働規制が適用となります★

『働き方改革』推進の一環として、平成30年度から青森県内の行政機関と建設業界団体が協働で公共工事を一斉にお休みする日(週休2日制普及促進DAY)を設定し、実施しているキャンペーンです。

令和4年度は、「令和6年度からの建設業への時間外労働の上限規制適用」を見据えて、仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するため
「毎月第2土曜日休みの定着」
を目標とし、キャンペーンを実施します。休日が取れる職場環境を目指し青森県内の公共工事を一斉にお休みします。
※ 災害等の緊急工事、工程上やむを得ない場合を除きます。

魅力ある建設業の実現のため、青森県内の行政機関と建設業界団体が一丸となり、建設業の働き方改革に取り組んで参りますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

令和4年2月24日記者発表資料は
以下をクリックしてください



[記者発表資料PDF](#)



働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

みんなで休みを 毎月第2土曜日に定着させ ミライを築こう!

~R6.4.1から罰則付きの時間外労働規制が適用!~

適正な工期
設定が発注者の
責務!!

いい仕事にこそ、
休日は必要だ!

ミライを築け、君の手で!

魅力ある建設業の実現のため、業務改善等の工夫で、より良い仕事ができるような環境づくりが必要です。休日をとれる職場環境を目指し青森県内の公共工事を一斉にお休みします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

週休2日制普及促進DAY
令和4年度

問合せ先: 青森河川国道事務所 TEL: 017-734-4521
国土交通省東北地方整備局 青森県内事務所、農林水産省東北農政局 青森県内事務所、青森県、青森県内市町村、(一社)青森県建設業協会、青森県建設産業団体連絡協議会、青森県港湾空港建設協会